

職員の懲戒処分について

令和7年6月15日に当院職員が同僚職員の現金500円を盗むという事件がありました。行為者の職員が事実を認めましたので、6月25日付けて当院職員に対し下記の通り懲戒処分を行いました。公立病院の職員としてあってはならないことであり、極めて遺憾であります。

安心して療養できる環境であるべき病院でこのようなことが起こったことについて、患者さんや市民の皆さまに深くお詫び申し上げます。

当院としましては、信頼回復に向けて、誠心誠意日々の業務にあたるとともに今後一層の綱紀粛正を図ってまいります。

芦屋市病院事業管理者 南 正人

処分年月日	令和7年6月25日
所 属	市立芦屋病院看護局
職名・年齢	技師・39歳
処分理由	同僚職員のカバンから500円を盗んだ。 以上の行為は地方公務員法第29条第1項第1号に該当するとともに、同条第3号に規定する「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものであり、この規定に基づき懲戒処分を行ったもの。
処分内容	停職3か月